

第3期上山市快適環境基本計画

みんなで創る 快適で住みよい
持続的発展が可能なまち かみのやま

令和6年3月
上山市



市民憲章

一 みんな健康でよくはたらき

ゆたかなまち 上山をつくりましょう

一 みんなきまりをよく守り

住みよいまち 上山をつくりましょう

一 みんな互いにたすけあい

しあわせのまち 上山をつくりましょう

一 みんな教養を身につけ

平和のまち 上山をつくりましょう

一 みんな環境をととのえ

美しいまち 上山をつくりましょう

(昭和39年10月1日制定)

はじめに

上山市は山形県の東南部に位置し、東部には蔵王連峰を望み、蔵王国定公園の敷地が広がっています。また、かみのやま温泉をはじめ、伝統あふれる歴史・文化的資源、さくらんぼやラ・フランス、ぶどうなどの果樹をはじめとする旬の食、四季折々に姿を変える豊かな自然環境など、豊富な地域資源に恵まれています。

しかしながら、近年、地球温暖化による気候変動が原因と考えられる異常気象や豪雨災害の発生など、本市においても環境問題が顕在化しており、気候変動対策の実施や持続可能な社会への変革が求められています。

また、世界では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められています。

そのような中、本計画では、望ましい環境像「みんなで創る 快適で住みよい持続的発展が可能なまち かみのやま」を実現するため、「地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入」、「循環型社会の推進」、「自然との共生」、「生活環境の保全」、「環境意識の向上」の5つの基本目標を掲げました。

本計画と2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため、令和4年6月に表明した「ゼロカーボンシティ」の推進により、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものと考えています。

今後とも、かけがえのないふるさとの恵み豊かな環境を守り、将来につないでいくことは、私たちの重要な責務です。一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と捉え、本市の良好な環境の保全と創造を図ってまいりたいと考えておりますので、市民のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたりご審議いただきました上山市快適環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご提言をお寄せいただきました市民並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

上山市長 山 本 幸 靖

目 次

序章 計画策定の趣旨と基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と位置づけ	2
2 計画期間	2
3 計画の対象とする地域	2
4 計画の対象とする環境要素	3
第1章 望ましい環境像と基本目標	5
1 望ましい環境像	6
2 基本目標	7
3 SDGs と計画の推進	8
第2章 施策の体系及び重点施策	11
1 施策の体系	12
2 重点施策	14
第3章 各主体の役割	15
1 市の役割	16
2 市民の役割	16
3 事業者の役割	16
第4章 施策の内容	17
1 地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入	18
（1）温室効果ガスの抑制	
（2）省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用	
（3）産業分野別での環境負荷削減	
（4）気候変動への適応	
2 循環型社会の推進	22
（1）ごみ減量とリサイクルの推進	
（2）ごみの適正処理の推進	
3 自然との共生	25
（1）森林地域における共生	
（2）身近な自然における共生	

(3) 水辺空間の保全と創出	
(4) 都市緑化の推進	
4 生活環境の保全	・ ・ ・ ・ ・ 29
(1) 公害防止全般	
(2) 大気環境の保全	
(3) 水環境の保全	
(4) 騒音及び振動の防止	
(5) 土壌と地盤の保全	
(6) 空き家・空き地対策	
(7) 景観の保全	
(8) 歴史文化環境の保全と発展	
(9) 美化清掃の推進	
5 環境意識の向上	・ ・ ・ ・ ・ 42
(1) 自主的な取組の推進	
(2) 環境学習の推進	
第5章 計画の推進体制及び進行管理	・ ・ ・ ・ ・ 45
1 推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 46
2 計画の進行管理	・ ・ ・ ・ ・ 46
参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 49
上山市快適環境条例	・ ・ ・ ・ ・ 50
上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ 54
委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 56
第3期上山市快適環境基本計画 策定経緯	・ ・ ・ ・ ・ 58
環境用語など解説	・ ・ ・ ・ ・ 59

